

## 地域包括支援センターのあり方について

### 1 これまでの経過

地域包括支援センター（以下「センター」という。）業務の運営については、国が示す「地域包括支援センター業務マニュアル（業務遂行上の留意事項を体系的に記載したもの）」及び「米子市地域包括支援センター運営方針」並びに業務委託契約書仕様書等に基づいて実施してきた。

平成27年度、厚生労働省から「地域包括支援センターの設置運営要綱」の改正案が示され、同27年度の本協議会において、平成28年度からの総合事業移行による業務量の増加、地域ケア会議の推進、困難事例対応の増加等に対応するため、センターの適切な人員体制の確保や機能強化等の協議を行った。

協議内容を踏まえ、担当圏域高齢者数に応じた職員配置基準について緩和を検討し、各センター1～2名程度の増員配置とする方針とした。

主要施策として取り組んだが、財政上の対応が困難であり、平成28年度の1名増員のみにとどまっている。

昨年度、本協議会に更なる配置基準緩和の例に併せ、新たなセンターの体制の考え方を示したところである。

### 2 現状

各センターが業務課題として挙げているとおり、総合事業による介護予防ケアマネジメント業務量の増加、支援困難事例の複雑化・問題解決までの長期化、地域ケア会議の企画・運営等、負担が増大していることは明らかである。

業務課題や、自己評価表による業務評価をみると、多岐にわたるセンター業務の一部に支障が出始めている状況が分かる。

これまでの本協議会で、センターの負担軽減のため、業務の効率化が図られる部分について意見をいただいているにもかかわらず、具体的な見直しに着手できていない。今後、センターとともに改善に向けた検討を行いたい。

### 3 今後のセンターの体制

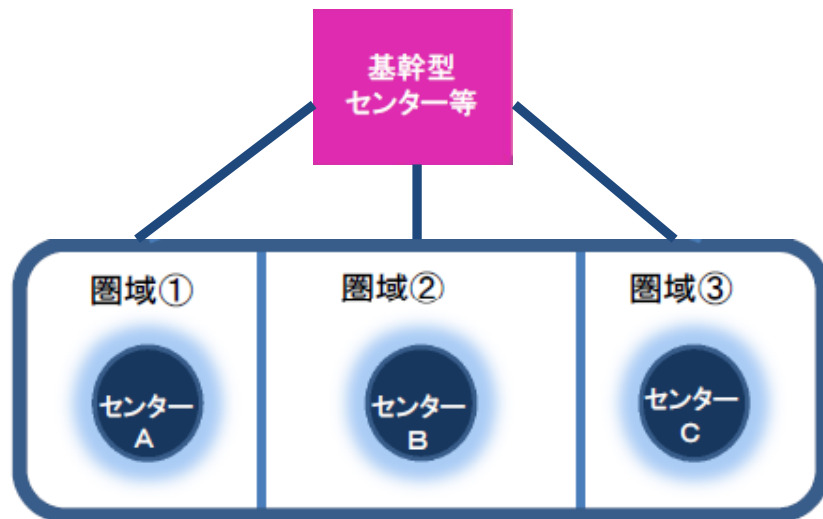
現在、介護保険法では包括的支援事業に「在宅医療・介護連携の推進」「生活支援サービスの体制整備」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」に係る事業が位置づけられ、地域包括ケアシステム構築に向けた市の取り組みと合わせ、センターにおいても、これらの事業と十分に連携していくことが必要である。

併せて、介護予防支援事業所としてのケアマネジメント業務、高齢者の地域の身近な窓口としての総合相談・権利擁護、認知症初期集中支援チーム員業務、地域ケア会議の実施等、市と一体となって、取り組みを推進する中核的な機関である、センターの体制強化を図ることが急務となっている。

以上の点を踏まえ、昨年度の本協議会で提案した新たなセンターの体制のうち、最も現実的であるとの意見をいただいた「担当圏域を持たない基幹型センター」の設置に向けて検討する方針とする。

#### 【個別の担当圏域を持たない 基幹型センター】

- 基幹型センターが、A～Cまで全ての圏域をカバーする。
- 後方支援を行うことから、設置される圏域はA～Cと重なっても差し支えない。



#### 【基幹型センター設置により想定される主な効果】

- 各センターが連携する中核となり、全センターの情報共有、各種取り組みに向けた意思統一が図りやすい。
- 基幹型センターによる専門的な実務指導や助言、必要な研修等の企画により、各センターの格差の解消やレベルアップが期待できる。
- 各センターと連携し、重点的困難事例対応（虐待、権利擁護等）を円滑に行うことが期待される。
- 各センターにおいて、部分的に業務遂行に支障を来す場合、一時的に介入し支援を行うことができる。

基幹型センターの設置・運営については、米子市のセンター体制に類似する先例自治体から情報収集し、次回の本協議会で報告及び協議事項とする。